

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 資格の確認に関する事項</p> <p>(1) 申請・確認手続等</p> <p><事前審査型></p> <p>入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書（入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、別記様式第1号による確認申請書）および入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。</p> <p><事後審査型></p> <p>入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、<u>最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格で入札した者、総合評価落札方式を適用する工事にあつては5に規定する評価値の最も高い者</u>（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（<u>総合評価落札方式を適用する工事にあつては次に評価値の高い者</u>）（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。</p> | <p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 資格の確認に関する事項</p> <p>(1) 申請・確認手続等</p> <p><事前審査型></p> <p>入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書（入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、別記様式第1号による確認申請書）および入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。</p> <p><事後審査型></p> <p>入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、<u>最低の価格で入札した者</u>（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。</p> |

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(2)～(5) (略)</p> <p>5 総合評価落札方式を適用する入札の場合</p> <p>(1) 評価の方法</p> <p> 《施工体制確認型としない場合》</p> <p> 総合評価は、<u>次の計算方法により得られる</u>数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。</p> <p> <u>ア 入札価格が基準価格（福井県建設工事総合評価落札方式実施要領第14条に規定する基準価格をいう。以下同じ。）以上の場合</u></p> <p> 評価点＝標準点（100点）＋技術評価点</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格＝（標準点＋技術評価点）／入札価格</p> <p> <u>イ 入札価格が基準価格未満の場合</u></p> <p> <u>評価点＝標準点（100点）＋技術評価点</u></p> <p> <u>評価値＝評価点／{基準価格＋α×（基準価格－入札価格）}</u></p> <p> <u>＝（標準点＋技術評価点）／{基準価格＋α×（基準価格－入札価格）}</u></p> <p> <u>（※係数α＝3）</u></p> <p> 《施工体制確認型とする場合》</p> <p> 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、計算方法は次のとおりとする。</p> <p> 評価点＝標準点（70点）＋施工体制評価点（30点）＋技術評価点（30点）</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格</p> <p> ＝（標準点＋施工体制評価点＋技術評価点）／入札価格</p> <p> ただし、施工体制確認型であっても技術的な工夫の余地が小さな工事については、計算方法を次のとおりとすることができる。</p> <p> 評価点＝標準点（70点）＋施工体制評価点（30点）＋技術評価点（最大15点）</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格</p> | <p>(2)～(5) (略)</p> <p>5 総合評価落札方式を適用する入札の場合</p> <p>(1) 評価の方法</p> <p> 《施工体制確認型としない場合》</p> <p> 総合評価は、<u>評価点を当該入札者の入札価格で除した</u>数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、<u>計算方法は次のとおり</u>とする。</p> <p> 評価点＝標準点（100点）＋技術評価点</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格＝（標準点＋技術評価点）／入札価格</p> <p> 《施工体制確認型とする場合》</p> <p> 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、計算方法は次のとおりとする。</p> <p> 評価点＝標準点（70点）＋施工体制評価点（30点）＋技術評価点（30点）</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格</p> <p> ＝（標準点＋施工体制評価点＋技術評価点）／入札価格</p> <p> ただし、施工体制確認型であっても技術的な工夫の余地が小さな工事については、計算方法を次のとおりとすることができる。</p> <p> 評価点＝標準点（70点）＋施工体制評価点（30点）＋技術評価点（最大15点）</p> <p> 評価値＝評価点／入札価格</p> |

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">= (標準点+施工体制評価点+技術評価点) / 入札価格</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 総合評価落札方式においては、一定の失格基準を設けることとし、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者のした入札は失格とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア)～(オ) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 落札者の決定方法</p> <p>< <u>最低制限価格制度を適用する</u> 価格競争 (総合評価落札方式の適用無し) の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>< <u>低入札価格調査制度を適用する</u> 価格競争 (総合評価落札方式の適用無し) の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査 (低入札価格調査制度実施要領に基づく調査) した後、予定価格の制限の範囲内の価格で失</p> | <p style="text-align: center;">= (標準点+施工体制評価点+技術評価点) / 入札価格</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 総合評価落札方式 (<u>技術提案型、実績評価型</u>) においては、一定の失格基準を設けることとし、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者のした入札は失格とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア)～(オ) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 落札者の決定方法</p> <p>< <u>事後審査型</u>・価格競争 (総合評価落札方式の適用無し) の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>< <u>事後審査型</u>・総合評価落札方式の適用有りの場合 ></p> <p style="text-align: center;"><u>予定価格の制限の範囲内の価格で総合評価失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。</u></p> <p>< <u>事前審査型</u>・価格競争 (総合評価落札方式の適用無し) の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査 (低入札価格調査制度実施要領に基づく調査) した後、予定価格の制限の範囲内の価格で失</p> |

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 |
|--|--|
| <p>格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>< <u>低入札価格調査制度を適用する</u>総合評価落札方式 (<u>施工体制確認型</u>) の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で総合評価失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価調査基準価格を下回り、かつ、総合評価失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査 (<u>福井県建設工事総合評価落札方式 (施工体制確認型)</u> 実施要領に基づく調査および低入札価格調査制度実施要領に基づく調査) した後、評価値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>< <u>上記以外の総合評価落札方式の場合</u> ></p> <p><u>予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。</u></p> <p>1 1 ~ 1 5 (略)</p> <p>1 6 入札参加資格における会社の施工実績について 個別に公告で企業の同種工事の施工実績を求める場合は、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 過去 <u>2 0</u> 年間 (※) に完成・引渡しが完了した工事であること。 ii 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。 <p>※ 過去 <u>2 0</u> 年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って、<u>2 0</u> 年前の年度の 4 月 1 日から今回公告する</p> | <p>格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>< <u>事前審査型</u>・総合評価落札方式の <u>適用有り</u> の場合 ></p> <p>予定価格の制限の範囲内の価格で総合評価失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価調査基準価格を下回り、かつ、総合評価失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査 (施工体制確認型実施要領に基づく調査および低入札価格調査制度実施要領に基づく調査) した後、評価値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>1 1 ~ 1 5 (略)</p> <p>1 6 入札参加資格における会社の施工実績について <u>(1)</u> 個別に公告で企業の同種工事の施工実績を求める場合は、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 過去 <u>1 5</u> 年間 (※) に完成・引渡しが完了した工事であること。 ii 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。 <p>※ 過去 <u>1 5</u> 年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って、<u>1 5</u> 年前の年度の 4 月 1 日から今回公告する</p> |

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 |
|--|--|
| <p>案件の審査基準日までとする。1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格についても同様。</p> <p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 同種工事等の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> i 過去 <u>20</u>年間に完成・引渡しが完了していること。 ii～v (略) <p>(4) (略)</p> <p>1 8～2 3 (略)</p> | <p>案件の審査基準日までとする。1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格についても同様。</p> <p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 同種工事等の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> i 過去 <u>15</u>年間に完成・引渡しが完了していること。 ii～v (略) <p>(4) (略)</p> <p>1 8～2 3 (略)</p> |